

通所介護事業所の事業所規模による区分の確認方法について

1 事業所規模による区分の取り扱い

- (1) 前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分する。
- (2) 通所介護事業者が第一号通所事業（※）（旧介護予防通所介護に相当するサービス）の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。

※ 第一号通所事業 …… 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス

2 事業所規模の算定区分の確認方法

- (1) 確認方法が、次の㉞、㉟いずれに該当するか確認する。

- ・ 前年度の実績が6ヶ月以上の事業所 ：㉞の確認方法による
- ・ 前年度の実績が6ヶ月未満の事業所 ：㉟の確認方法による
- ・ 令和8年4月1日に、定員（※）を前年度から
25%以上変更する事業所 ：㉟の確認方法による

※ 前年度に定員変更をしている場合、令和8年4月1日の定員と人数の差が最も大きくなる時点を前年度の定員と捉えます。

年度途中で、定員変更をする場合については「事業所規模による区分の取扱いに関するQ&A」を参照願います。

- (2) 1月当たりの平均利用延人員数を算定する。

【㉞の確認方法】

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する（3月を除く）。
 - ② 毎日事業を実施した月（正月等の特別な期間を除く）においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）。
 - ③ ②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
 - ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。
- （注）②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

（確認表）

	2025									2026			計 (A)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
延べ人数													
× 6 / 7													
最終人数													

（確認の計算式）

利用延べ人数 = 人… (A)

通所サービス費算定月数 = か月… (B)

平均利用延人員数 = (A) ÷ (B) = 人

- ※1 次の時間区分で報酬を算定している利用者については、換算して得た数を用いる。
 (通所介護及び第一号通所事業(旧介護予防通所介護に相当するサービス)共通)
 5時間未満の利用者 その数に2分の1を乗じて得た数
 5時間以上7時間未満の利用者 その数に4分の3を乗じて得た数
 ただし、第一号通所事業(旧介護予防通所介護に相当するサービス)の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- ※2 第一号通所事業(緩和した基準(通所型サービスA))及び認知症対応型通所介護の利用者については、平均利用延人数の計算には含めない取り扱いとする。

【㊦の確認方法】

利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で算定する。

(確認の計算式)

平均利用延人員数

利用定員(人) × 0.9 × 予定される1月当たりの営業日数(日) =

- ※1 毎日事業を実施している事業所(正月等の特別な期間を除く)については、平均利用延人員数に6/7を乗じた数とする。
- ※2 第一号通所事業(緩和した基準(通所型サービスA))及び認知症対応型通所介護の利用者については、平均利用延人数の計算には含めない取り扱いとする。

(3) 1月あたりの平均利用延人員数により、通常規模、大規模(I)、大規模(II)のいずれに該当するか確認する。

- 平均利用延人員数 ≤ 750人 : 通常規模型
 750人 < 平均利用延人員数 ≤ 900人 : 大規模型(I)
 900人 < 平均利用延人員数 : 大規模型(II)

3 事業所規模の確認に当たっての参考

- (1) 別添「事業所規模の確認時期及び確認方法(早見表)」及び「事業所規模による介護報酬算定区分確認表」参照。
- (2) 2(2)【㊦の確認方法】の具体例は次のとおり。

(具体例) 6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

	2025									2026			計 (A)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
延べ人数	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00		
× 6/7			292.07	296.14	290.79	296.14	300.64						
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00		3313.03

利用延べ人数 = 人 … (A)

通所サービス費算定月数 = か月 … (B)

平均利用延人員数 = ÷ = 人

4 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合について

- (1) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合については、「①基本報酬への3%の加算」算定または「②事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例」が適用可能となっている。

本県の災害救助法適用地域に発出されている「令和6年能登半島地震を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価について」（令和6年3月4日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか事務連絡）の取扱いについては、令和8年2月19日時点において終了の通知が発出されていないため継続の予定。

- (2) 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価を届け出る際には、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発0316第4号・老老発0316第3号令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知（令和6年3月15日最終改正））を参照の上、遅滞なく届出等を行うこと。

- (3) 県へ届け出る際は、県ホームページに掲載されている
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表
 - ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式
- を合わせて提出すること。

- (4) 基本報酬への3%加算の延長を申請する場合のほか、要件に該当しなくなった場合や算定可能期間が終了する際にも届出が必要になるため、留意すること。

- (5) 令和8年4月1日付けで（特例を適用しない本来の）区分が変更となると同時に、特例の適用を開始する場合、それぞれに係る届出を両方とも提出すること。

（例）令和6年度（3月を除く）の平均利用延人数 950人

→ 令和7年度の区分は「大規模型（Ⅱ）」

令和7年度（3月を除く）の平均利用延人数 800人

→ 令和8年度の区分は「大規模型（Ⅰ）」… ①

令和8年2月の利用延人数 700人

→ 令和8年4月から特例を適用し「通常規模型」… ②

⇒ ①、②に係る届出を両方とも提出する